

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県宅地建物取引業者名簿閲覧規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第5条第2項の規定に基づき、高知県宅地建物取引業者名簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）における宅地建物取引業者名簿その他の書類（以下「名簿等」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

（閲覧所）

第2条 閲覧所は、高知県土木部住宅課内に設置する。

（閲覧手続）

第4条 名簿等を閲覧しようとする者（第6条において「閲覧者」という。）は、閲覧票に住所、氏名、職業、年齢その他必要な事項を記入し、知事に申し出なければならない。

（持出しの禁止）

第6条 閲覧者は、名簿等を閲覧所の外に持ち出してはならない。

（閲覧の禁止）

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

（1）～（3） 略

高知県宅地建物取引業者名簿閲覧規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第5条の2第2項の規定に基づき、高知県宅地建物取引業者名簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）における宅地建物取引業者名簿その他の書類（以下「名簿等」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

（閲覧場所）

第2条 名簿等の閲覧場所は、高知県土木部住宅課内に設置する。

（閲覧手続）

第4条 名簿等を閲覧しようとする者（以下「閲覧者」という。）は、閲覧票に住所、氏名、職業、年齢その他必要な事項を記入し、職員に申し出なければならない。

（持出しの禁止）

第6条 閲覧者は、名簿等を閲覧所の外に持ちだしてはならない。

（閲覧の禁止）

第7条 職員は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

（1）～（3） 略